あきた北法人会だより

第72号　平成30年８月31日

男鹿の新たな拠点施設

「道の駅おが」オガーレ
７月１日オープン

発行　公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目３番１号 秋田市北部市民サービスセンター３Ｆ
TEL 018－845－8078　FAX 018－845－8025
http://kitahou.akitalink.com
E-mail:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

平成30年度 定時総会を開催

平成30年度定時総会が、６月５日（火）土崎港ホテル大和に於いて、秋田北税務署長　成田弘喜氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

林会長のあいさつでは、各種研修会・セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動、地域住民の方々を対象に開催した社会貢献事業の講演会など、皆様方のご協力により、公益事業を中心に円滑に事業を実施できたことを報告した。

また、「e-tax」の利用状況と更なる利用推進、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力をお願いした。

議事に入り、議案の「平成29年度事業報告・同収支決算」は、原案通り満場一致で承認された。（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった大同生命保険㈱の加藤大推進員、及びＡＩＧ損害保険㈱代理店秋田保険センターの北林正規推進員を表彰した。また、秋田北税務署法人課税部門統括官の藤田純一氏から、「消費税軽減税率制度」の概要等について説明があった。

活動報告 部会だより

平成30年度　青年部会・女性部会定時報告会

女性部会は５月15日、青年部会は５月17日、土崎港ホテル大和において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた平成29年度事業報告と収支決算及び平成30年度事業計画・収支予算などの承認・決定がなされた。

女性部会では、報告会の前に、成田秋田北税務署長による講演会（研修会）「税務調査のはなし」を開催した。

女性部会

青年部会

秋田北・南法人会合同セミナー

★新入社員のための心がまえ研修会★

正しい価値観を身につける

講　師：経営コンサルタント　**古川　英夫** 氏

▷**４月10日**（火）「ユースパル」

★経理実務セミナー★

経理業務のよくある“疑問”

講　師：㈲マスエージェント　**林　　忠史** 氏

▷**７月２日**（月）「ユースパル」

新設法人・決算法人説明会

（１）４月26日（木）

対象：４・５・６月決算法人

（２）７月26日（木）

対象：７・８・９月決算法人

新設法人

講師 秋田北税務署

稲葉 国税調査官 様

小林 財務事務官 様

キタスカ

税務署だより

軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年（2019年）10月１日から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（８％）と標準税率（10％）の複数税率となります。

軽減税率（８％）の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相当の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT

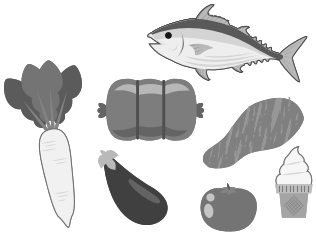

飲食料品の取扱い（販売）がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- 区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の❶❷❸を全てご確認ください。

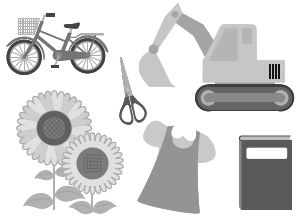

飲食料品の取扱い（販売）がない

仕入れや経費に軽減税率（８％）対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の❷❸をご確認ください。

❶ **レジの入替えやシステムの改修について**
⇒ ４ページの❶へ

❷ **請求書等の記載事項について**
⇒ ４ページの❷へ

❸ **帳簿の区分経理・記載事項について**
⇒ ５ページの❸へ

５ページの❹では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

〈平成30年７月〉国税庁

❶ レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

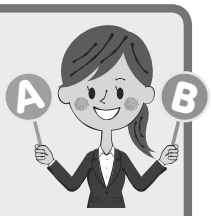

軽減税率対策補助金の２つの申請類型

A型　複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型　電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
【専用ダイヤル】0570-081-222　【URL】http://kzt-hojo.jp
【受付時間】9：00~17：00（土日祝除く）

❷ 請求書等の記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名		金額
11/1	米	※ Ⓐ	5,400円
11/1	牛肉	※	10,800円
11/2	キッチンペーパー		2,200円
⋮	⋮		⋮
合計 Ⓑ			131,200円
10%対象			88,000円
8％対象			43,200円

※軽減税率対象 Ⓐ　△△商事㈱

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

	軽減税率対象 Ⓐ		
日付	品名		金額
11/1	米		5,400円
11/1	牛肉		10,800円
⋮	⋮ Ⓑ		⋮
8％対象			43,200円
標準税率対象			
11/2	キッチンペーパー		2,200円
⋮	⋮ Ⓑ		⋮
10%対象			88,000円
合計			131,200円

△△商事㈱

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書

（軽減税率対象） Ⓐ

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ Ⓑ	⋮
合計		43,200円

△△商事㈱

請求書

㈱○○御中　XX年11月30日

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ Ⓑ	⋮
合計		88,000円

△△商事㈱

Ⓐ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

Ⓑ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8％　0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。　⇒ 現行の請求書と変わりありません。

❸ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】（現行制度）	【区分記載請求書等保存方式】（平成31年（2019年）10月～）
帳簿の記載事項	1 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 2 取引年月日 3 取引の内容 4 取引の対価の額（税込み）	左記1～4の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。

② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例

総勘定元帳　【仕入勘定】　（税込経理）

XX年 月	XX年 日	摘要		借方（単位：円）
11	30	㈱○○物産	雑貨（11月分）	88,000
11	30	㈱○○物産	※食料品（11月分） Ⓐ	43,200 Ⓑ
⋮	⋮	⋮		⋮
				（※：軽減税率対象品目）

Ⓐ 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。
Ⓑ 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

❹ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！

軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、
商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。

業種ごとのポイント　適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業	・飲食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。 ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。
食品卸売業	・通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。
小 売 業	・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。
飲 食 業	・飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。

軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。

ステップ１　軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ２　対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ３　売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ４　業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ５　制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
  【専用ダイヤル】0570-030-456　【受付時間】9：00~17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは
国税庁　軽減税率　検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。

受章おめでとうございます

東北六県法連表彰

加賀谷　毅氏（副会長）
菅原孝次郎氏（専務理事）
伊藤　久一氏（理　　事）

秋田県法人会連合会会長表彰

鈴木　信夫氏（理　　事）
佐藤　嘉樹氏（理　　事）
千田　清隆氏（監　　事）

５月30日、ホテルメトロポリタン秋田において、（一社）秋田県法人会連合会の定時総会の席上、役員功労者表彰が行われた。

新入会員紹介　どうぞよろしく

正会員	代表者名	住所
㈱西岡	西岡　太一	秋田市飯島川端１丁目５－31
梅田電装㈱	三浦　　隆	秋田市外旭川八柳３丁目11－８
㈱八森運輸	畠山　　亨	潟上市昭和大久保字北野細谷道添73－103
㈱原田板金	原田芳徳	潟上市天王字持谷地46－13
㈲サンワーク三浦	三浦正成	秋田市金足黒川字黒川226
㈱テイケイコーポレーション	加賀谷　　浩	潟上市天王字北野227－４
ケイエス㈲	佐藤久輝	秋田市土崎港北３丁目19－22
㈱湊建設	湊　　久勝	南秋田郡井川町坂本字山崎75－２
㈱佐光板金	佐々木龍光	潟上市飯田川下虻川字道心谷地４－３
㈱ＤＯＧＳＨＯＰまろん	真田明男	潟上市天王字長沼９－１
㈲海星運送秋田	北條廣美	秋田市飯島字穀丁大谷地１－18
浜のそば合同会社	加藤眞一	男鹿市男鹿中浜間口字川上22

賛助会員	代表者名	住所
森元建設	森元弘康	男鹿市脇本脇本字上前谷地29－４
高橋正樹社会保険労務士事務所	高橋正樹	秋田市外旭川字堂ノ前189－８
アフラック募集代理店	近藤拓明	南秋田郡八郎潟町真坂字大川作120

朝めし、食べに来た

ニュークリエイトマネジメント　代表　長　井　三　郎

社長の朝駆け「営業」

「お早うさん、そこまで来たので寄ってみた」「あらまあ、社長さん、こんな早くから仕事ですか」「いや、ちょっと用事があったんでね」「いま、息子がご飯たべてるんだけど、一緒にどうですか」「そうか、悪いな、ではいただくかな」

社長の家庭訪問はこんな形で始まった。訪問先は、家族と暮らしている独身社員の家だ。「朝ならどこも、あり合わせで済ませているだろうから、迷惑にならないだろう」。予告なしの「朝駆け営業」である。

家族と接することで、社員のことも分かってくる。朝寝坊している社員、朝も食べないで出てくる社員、ゆとりを持って出勤する社員、色々な社員の顔がそこにあった。母親の子どもに対する思い、社員と家族とのつながりも見えてくる。

朝の慌ただしく、短いひと時の間だけど、社長の頭の中には、「社員の本当の顔」がぎっしりと、詰め込まれてきた。

仕事の中に、そんな「社員の顔」が活きてきた。「おい、母さん元気か」「弟は元気で学校行ってるか」。かける言葉も、今までのような売上一筋でなく、温かな言葉に変わってきた。それも自分の目で確かめた言葉だから、社員の心に響いてくる。

定着しない社員

この大沢建材店（仮称）の大沢社長は30年前、地元の建設会社を辞め独立した。わずかなツテを頼りに開業したが、売上は上がらず苦戦した。奥さんも幼子を抱えながら電話番に配送に駆けずり回った。

それでも二人の真面目な仕事ぶりが認められ、３年過ぎた頃には社員を採用することができ、10数年後には20人をこえる社員を抱えるまでになった。

だが、ここからまた苦難の道が始まった。大沢建材店の仕事は、建材の販売から現場での組立、取り付けまで多岐にわたる。特に大事なのは部材の加工・取り付けだ。ここを間違うと全体の建築工事に大きな影響を与える。この出来栄えの良さが、大沢建材店の信用につながってきた。

外部での高評価は、社員への厳しい指導にもつながる。間違いのない仕事を求める社長の怒声は工場、営業を問わず発せられていた。古手の社員は、社長の人情味のあるところも知っていたので我慢できたが、社歴の浅い社員はそうはいかなかった。毎日のように叱責され、委縮し、辞めていった。

採用しては退職の繰り返しに、強気の社長もさすがに頭を抱えた。ここから社長の宗教遍歴が始まった。さまざまな僧門を訪れては教えを請い、坐禅をし、滝に打たれて自分と格闘した。時には新興宗教にはまり、多額のお布施を求められたこともあった。試行錯誤の末に、ある時、ひらめいたことがあった。

開かれた心

「今まで自分は、社員を単に働く人としてしか、考えていなかったのではないか」

「共に生きる人間として、理解していなかったのではないのか」

社員の事を、何一つ知らない自分に気づかされ、まず「朝駆け営業」を始めた。また、始業前の打ち合わせ場所で、社長自らからお茶を入れ、みんなと一服する時間をつくった。

笑顔でお茶を勧め、話しかける社長に、社員は親しみを感じ、心を開いていった。

相変わらず仕事には厳しいが、同じ立場に立つ人として、接してくれる社長に共感していった。先輩は進んで新人を世話し、営業と工場、工場と事務の関係も深まっていった。社長と社員の絆が深まることで、会社の体質も大きく変化していったのである。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう企業保障の大きな傘を

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

お亡くなりになるリスクに対する保険	重度の身体障がい状態による退職のリスクに対する保険	重大疾病による長期離職のリスクに対する保険	ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険
総合型V Rタイプ	総合型V Tタイプ	Jタイプ	Mタイプ

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。
総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）とAIG損保のベーシック傷害保険、
総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）もしくは無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）とAIG損保のベーシック傷害保険、
Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、
Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2−3−8
（秋田アトリオンビル5F）
TEL 018−833−5121

AIG AIG損害保険株式会社
秋田支店/秋田県秋田市中通2−3−8
（秋田アトリオンビル10F）
TEL 018−801−2010

F-29-1003（平成29年11月7日）
B-152257　2017-11

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様月１件のご相談まで
無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

ご利用はこちらから

お問い合わせ　株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

Medical Note